

資料編

1 | 只見町振興計画審議会条例

(昭和43年2月5日条例第1号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、只見町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画課で処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月23日条例第20号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月29日条例第16号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日条例第14号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月16日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月17日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 | 只見町振興計画審議会委員名簿

令和7年1月14日任命

| 任命区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----------------|------------------|--------|--------|
| 学識経験者 | 只見町教育委員会教育長職務代理者 | 渡部 欣也 | |
| 関係団体の 役職員 | (株)東邦銀行只見支店長 | 佐藤 健一 | ~R7.9 |
| | | 佐々木 貴司 | R7.10~ |
| | 只見町商工会事務局長 | 馬場 博美 | |
| | (株)只見町観光公社観光企画部長 | 目黒 典子 | |
| | 只見町農業委員会長 | 飯塚 春夫 | |
| | 只見町森林組合参事 | 五十嵐 幹哉 | |
| | 只見町建設業協会長 | 美馬 典昭 | |
| | 只見町区長連絡協議会長 | 小沼 一弘 | ◎会長 |
| | 只見町消防団長 | 目黒 邦友 | |
| | 只見町老人クラブ連合会長 | 角田 宗雄 | |
| | 只見婦人会社会部 | 目黒 ゆかり | |
| | 明和青年団長 | 児島 達志 | |
| | 只見町 PTA 連絡協議会長 | 梁取 正典 | |
| 町長が必要と 認める者 | 前只見郵便局長 | 渡部 仁一 | |
| | 前只見町商工会長 | 川原田 紹二 | ○副会長 |
| 合計 | | 15名 | |

※役職名は任命時現在

3 | 諮問文

6 総 第 239 号
令和 7 年 1 月 14 日

只見町振興計画審議会長 様

只見町長 渡部 勇夫

諮 問 書

只見町振興計画審議会条例（昭和 43 年 2 月 5 日条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次の通り諮問します。

記

1. 諮問内容

第八次只見町振興計画基本構想及び前期基本計画について

2. 諮問理由

本町では、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第七次只見町振興計画を策定し、「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち～自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」～」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。

この度、第七次只見町振興計画の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することから、只見町が目指すべき将来のまちの姿や、まちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる「第八次只見町振興計画の基本構想及び前期基本計画」について調査・審議を求めます。

4 | 答申文

令和7年11月21日

只見町長 渡部 勇夫 様

只見町振興計画審議会
会長 小沼 一弘

答 申 書

令和7年1月14日付け6総第239号で諮問のありました「第八次只見町振興計画基本構想及び前期基本計画について」は、只見町振興計画審議会条例（昭和43年2月5日条例第1号）第2条の規定に基づき、慎重に審議を重ねてまいりました。その結果について次の通り答申します。

記

1. 答申内容

本審議会に示された基本構想及び前期基本計画については、適当であると認めます。

なお、本計画の執行にあたっては、審議の過程において提案した意見を十分に考慮し、国・県等関係機関との連携を深め、住民の理解と協力を得ながら、効率的な執行体制と積極的姿勢で実効性のあるものとなるよう推進を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払われるよう要望します。

- ① 本計画の着実な推進に向け取り組むため、PDCA サイクルマネジメントによる推進について明記しているが、本計画から目標指標を採用しておりその評価検証において客観的な判断基準を設けたことは一定の評価ができる。本計画の実効性確保のためには、日々の業務の中で町の将来像（目的）とそれを実現するための取組み（手段）を意識しつつ推進することが重要であるため職員の意識醸成に努められたい。
- ② 新たな振興計画については、広く町民に理解してもらうため、ホームページや本計画の概要版を作成し全戸に配布するなど、十分な周知に努められたい。

5 | 只見町振興計画策定推進本部設置規則

只見町振興計画策定推進本部設置規則

(令和2年3月27日規則第11号)

(設置)

第1条 只見町振興計画を策定するため、只見町振興計画策定推進本部（以下本部）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基礎調査に関すること。
- (2) 基本構想素案作成に関すること。
- (3) 基本計画素案作成に関すること。
- (4) 実施計画案作成に関すること。
- (5) その他振興計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 本部長は町長の職をもって充てる。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副町長及び教育長の職をもって充てる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代理する。

(部員)

第6条 部員は、只見町庁議等に関する規程（平成5年只見町訓令第9号）第3条に規定する者をもって充てる。

(情報収集)

第7条 本部は、振興計画策定にあたり、町民一人ひとりが町づくりに参画し、その主体的な発想と創造力を活かすため、幅広く住民、関係団体及び関係職員から情報を収集しなければならない。

(専門部会)

第8条 本部に、専門的事項に関する調査・協議を分掌させるため、専門部会を設けることができる。専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は只見町附属機関条例（令和2年只見町条例第1号）第4条の規定に基づき、次項から第9条第3項までに定める。

2 専門部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 地域振興部会
- (2) 医療・福祉・保健部会
- (3) 農林・観光・商工部会
- (4) 環境・生活基盤部会
- (5) 教育・文化部会

3 各専門部会の所掌事務は別表1の通りとする。

4 各専門部会は、相互に連携協力して本部所掌事務を遂行するものとする。

(専門部会員)

第9条 専門部会員は、本部長が指名する者をもって組織し、本部において指示する事項について検討協議を行い、その結果を本部に報告する。

2 各専門部会に部会長を置く。部会長は本部長の命を受け、部会の事務を総括する。

3 部会長が事故あるときは、部会長があらかじめ指名する部会員が職務を代理する。

(合同会議)

第10条 本部長は、必要と認める事項の審議については、随時本部会及び専門部会の合同会議を開くことができる。

(事務局)

第11条 本部及び専門部会の事務局は、総務企画課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が決める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第8条第3項関係)

| 部会名 | 所掌事項 |
|------------|--|
| 地域振興部会 | 地域づくり、自然保護、ユネスコエコパーク、公共交通、財政、広報広聴、情報共有、情報通信、消防、防災、住民サービス、広域連携等(総務企画課、町民生活課、交流推進課、振興センター所掌事務) |
| 医療・福祉・保健部会 | 少子高齢化、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、母子父子福祉、障害者福祉、地域福祉、医療、健康づくり、国民健康保険、後期高齢者、保育所等(保健福祉課、朝日診療所、保育所所掌事務) |
| 農林・観光・商工部会 | 農業振興、農地保全、水産業振興、産業の六次化、林業振興、有害鳥獣、観光振興、都市交流、商工業振興、雇用対策、企業誘致等(農林建設課、交流推進課所掌事務) |
| 環境・生活基盤部会 | 生活環境対策、ごみ処理、上下水道、道路、河川、公園緑地、住宅、空家対策、雪対策、景観対策等(町民生活課・農林建設課所掌事務) |
| 教育・文化部会 | 小・中学校教育、高校振興対策、生涯学習、社会教育、社会体育、芸術文化、文化財等(教育委員会所掌事務) |

6 | 振興計画策定推進本部専門部会委員名簿

(委嘱年月日) 令和7年1月14日

| 部会名 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|------------|-----------------------|--------|------------|
| 地域振興・行財政部会 | 只見地区地域づくり委員会 | 五十嵐 和弘 | |
| | 朝日地区地域づくり委員会 | 五十嵐 榮喜 | ○副部会長 |
| | 明和自治振興会 | 横田 雅則 | |
| | ブナセンター友の会 | 大宮 明 | ◎部会長 |
| | 総務企画課総務係 | 小林 克弥 | |
| | 総務企画課財政係 | 五十嵐 亮 | |
| | 交流推進課 BR 係 | 新國 万寿美 | |
| | 明和公民館 | 渡部 はるか | |
| 医療・福祉・保健部会 | 特別養護老人ホーム只見ホーム | 目黒 健 | ○副部会長 |
| | 只見町地域活動支援センターじねえんと | 増田 アヤ子 | |
| | 只見指定居宅介護支援事業所 | 馬場 幸弥 | ◎部会長 |
| | 只見町民生児童委員協議会 | 矢沢 千代 | |
| | 只見町民生児童委員協議会 | 目黒 真弓 | |
| | 只見町社会福祉協議会 | 菅家 光喜 | |
| | 朝日診療所 | 吉津 瑞穂 | |
| | 保健福祉課保健係 | 五十嵐 剛 | |
| | 保健福祉課福祉係 | 三瓶 真人 | |
| | 保健福祉課保健係（保健師） | 星 友美 | |
| 農林・観光・商工部会 | JA 会津よつば南郷営農経済センター営農課 | 酒井 修 | |
| | 只見町商工会青年部 | 渡部 公栄 | ◎部会長 |
| | 只見町商工会 | 五十嵐 宣仁 | |
| | (株)只見町観光公社 | 向坂 雄一郎 | |
| | 只見町森林組合 | 菅家 伸 | |
| | (有)さんべ農園 | 三瓶 陽太 | ○副部会長 |
| | 農林建設課農林係 | 三瓶 達也 | |
| | 交流推進課観光係 | 角田 祐介 | R7.3.31 まで |
| | 交流推進課商工労働係 | 菊地 明 | |

| 部会名 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|---------------|--------------------|--------|-------|
| 環境・生活基盤 部会 | 明和婦人会 | 大竹 やい | |
| | 只見地区区長連絡会 | 佐藤 則夫 | ◎部会長 |
| | 朝日地区区長連絡会 | 吉津 榮一 | |
| | 明和地区区長連絡会 | 山内 浩二 | |
| | (株)大吉板金 | 今関 真貴 | ○副部会長 |
| | 町民生活課生活安全係 | 目黒 栄男 | |
| | 農林建設課建設係 | 新國 透 | |
| | 交流推進課移住交流係 | 三瓶 大樹 | |
| 教育・文化部会 | 只見町文化協会 | 目黒 俊行 | ◎部会長 |
| | 只見町小・中学校 PTA 連絡協議会 | 矢沢 裕也 | |
| | 只見高校 PTA | 矢沢 悟 | |
| | NPO 法人ただみコミュニティクラブ | 馬場 なな子 | ○副部会長 |
| | 福島県立只見高等学校 | 岩渕 未加子 | |
| | 只見町小中学校長協議会 | 鈴木 亮 | |
| | 保育所保護者会代表 | 青木 喜幸 | |
| | 只見町民生児童委員協議会 | 吉津 和子 | |
| | 教育委員会子ども未来係 | 吉津 和樹 | |
| | 教育委員会文化スポーツ係 | 遠藤 菜緒子 | |
| | 只見公民館 | 横田 尚也 | |

※所属については、委嘱時現在のものです。

7 | 振興計画策定に係る関連調査等

1. 第八次只見町振興計画町民アンケート
2. 只見中学生政策提言（令和6年12月20日）
3. 只見高校生政策提言（令和7年1月14日）
4. 令和6年度統計要覧
5. 只見町人口ビジョン（令和7年9月改訂）

8 | 専門部会での策定経過

(地域振興・行財政部会)

| | | | |
|-----|--------------|---------------|-------|
| 第1回 | 令和7年1月24日(金) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第2回 | 令和7年3月10日(月) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第3回 | 令和7年5月8日(木) | 18時30分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第4回 | 令和7年6月18日(水) | 18時30分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第5回 | 令和7年8月26日(火) | 18時30分～19時50分 | 只見公民館 |

(医療・福祉・保健部会)

| | | | |
|-----|--------------|---------------|----------|
| 第1回 | 令和7年1月24日(金) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第2回 | 令和7年2月21日(金) | 18時00分～20時00分 | 保健福祉センター |
| 第3回 | 令和7年4月18日(金) | 18時00分～20時00分 | 保健福祉センター |
| 第4回 | 令和7年6月20日(金) | 18時00分～20時30分 | 保健福祉センター |
| 第5回 | 令和7年8月26日(火) | 18時30分～19時50分 | 只見公民館 |

(農林・観光・商工部会)

| | | | |
|-----|--------------|---------------|-------|
| 第1回 | 令和7年1月24日(金) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第2回 | 令和7年2月25日(火) | 18時00分～20時30分 | 只見町役場 |
| 第3回 | 令和7年5月14日(水) | 18時00分～19時30分 | 只見町役場 |
| 第4回 | 令和7年7月10日(木) | 18時00分～19時00分 | 只見町役場 |
| 第5回 | 令和7年8月26日(火) | 18時30分～19時50分 | 只見公民館 |

(環境・生活基盤部会)

| | | | |
|-----|--------------|---------------|-------|
| 第1回 | 令和7年1月24日(金) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第2回 | 令和7年2月28日(金) | 18時30分～20時00分 | 朝日公民館 |
| 第3回 | 令和7年5月23日(金) | 18時30分～19時30分 | 朝日公民館 |
| 第4回 | 令和7年8月26日(火) | 18時30分～19時50分 | 只見公民館 |

(教育・文化部会)

| | | | |
|-----|--------------|---------------|-------|
| 第1回 | 令和7年1月24日(金) | 19時00分～20時30分 | 只見公民館 |
| 第2回 | 令和7年2月26日(水) | 18時30分～20時00分 | 只見公民館 |
| 第3回 | 令和7年5月12日(月) | 18時30分～20時00分 | 只見公民館 |
| 第4回 | 令和7年6月25日(水) | 18時30分～20時00分 | 朝日公民館 |
| 第5回 | 令和7年8月26日(火) | 18時30分～19時50分 | 只見公民館 |

9 | 第八次只見町振興計画の策定経過

| 年月日 | 会議等 | 内容 |
|------------|---------------------------|-------------------|
| 令和6年 8月30日 | 第1回 策定推進本部会議 | 策定基本方針の確認 |
| 12月 9日 | 第2回 策定推進本部会議 | 策定基本方針の決定 |
| 令和7年 1月14日 | 第1回 振興計画審議会 | 振興計画諮問、策定基本方針説明 |
| | 第1回 専門部会合同会議 第1回 各専門部会 | 策定基本方針確認、部会協議内容確認 |
| 1月27日 | 議会総務常任委員会 | 策定基本方針の説明 |
| 2月21日 | 第2回 医療・福祉・保健部会 | 部会協議 |
| 2月25日 | 第2回 農林・観光・商工部会 | // |
| 2月26日 | 第2回 教育・文化部会 | // |
| 2月28日 | 第2回 環境・生活基盤部会 | // |
| 3月10日 | 第2回 地域振興・行財政部会 | // |
| 4月18日 | 第3回 医療・福祉・保健部会 | // |
| 5月 7日 | 第3回 地域振興・行財政部会 | // |
| 5月12日 | 第3回 教育・文化部会 | // |
| 5月14日 | 第3回 農林・観光・商工部会 | // |
| 5月23日 | 第3回 環境・生活基盤部会 | // |
| 6月18日 | 第4回 地域振興・行財政部会 | // |
| 6月20日 | 第4回 医療・福祉・保健部会 | // |
| 6月25日 | 第4回 教育・文化部会 | // |
| 7月10日 | 第4回 農林・観光・商工部会 | // |
| 8月26日 | 議会総務常任委員会 | 振興計画（素案）の説明 |
| | 第2回 専門部会合同会議 | 振興計画（素案）の確認 |
| 9月 1日 | 第3回 策定推進本部会議 | 振興計画（部会案）の確認 |
| 10月 3日 | パブリックコメント | ～10月31日 |
| 10月 7日 | 第2回 振興計画審議会 | 振興計画（案）の確認 |
| 10月10日 | 議会経済常任委員会 | 振興計画（案）の説明 |
| 10月17日 | 議会総務常任委員会 | // |
| 10月24日 | 議会全員協議会 | // |
| 11月14日 | 第3回 振興計画審議会 | 振興計画（案）の審議 |
| 11月21日 | 振興計画審議会答申 | 振興計画審議会長から町長へ答申 |

【人口増加のための対策として】

只見 = 農業のイメージをつけるため農家が集まったイベントの実施



【只見の観光業を発展させるため】

アウトドアサウナや古民家宿泊体験などの自然を生かした観光ツアーの実施



【観光客を増加させるため】

スキー場を活用したジップラインの設置やデジタルスタンプラリーの実施

【観光客を増加させるため】

道の駅を整備する

【自然を守る取り組みとして】

八十里越などの道路に
アニマルパスウェイ※の設置

※道路建設などによって分断された森林を、樹上性動物が安全に移動できるように設置された人工的な通り道

【世界の戦争や紛争による被害に寄り添うため】

専門的人材の招へいと町内の空き家を活用し難民の受け入れ



【只見町に会社を増やすため】

雪熱を活用したインターネットデータセンターを整備する



【子育てしやすい町の実現に向けて】

地域を巻き込んだ親子そろっての交流会を開催する

【卒業生と只見町の繋がりをつくるため】

既存アプリを活用した卒業生ネットワークをつくる

【只見町への郷土愛や貢献意欲を高めるために】

卒業生ネットワークを活用し、子どもたちが憧れる職業の説明や体験会の実施

【関係人口の増と将来への移住につなげるために】

山村教育留学制度の満足度の向上とPRや合宿型イベントを通じた生徒の確保

【健康寿命を延ばすための教室や講座の参加率を上げるために】

広報の仕方や参加意欲を高めるためのブナりんポイントの活用方法を検討する

【間伐した広葉樹の有効活用として】

かじごやきによる木炭の製造と販売を行う